

State of Hawaii Department of Labor and Industrial Relations Unemployment Insurance Division 総賃金／純収入に関する請求者の声明	<b>For Office Use</b>	
	Check one: (see reverse) <input type="checkbox"/> Self-employed <input type="checkbox"/> Employment <input type="checkbox"/> Excluded Employment	Disaster No.  FEMA-

請求者氏名 \_\_\_\_\_ SSA# \_\_\_\_\_

雇用主 \_\_\_\_\_ 就労先電話番号 \_\_\_\_\_

商号又は通称 \_\_\_\_\_

就労先住所 \_\_\_\_\_

雇用／自営業の開始日： \_\_\_\_\_

事業形態（自営業の場合）： \_\_\_\_\_  単独所有者  共同経営者

役員の氏名、役職名	所有権率

雇用形態：  常勤従業員  非常勤従業員 非常勤の場合は、1週間の平均労働時間： \_\_\_\_\_

基準期間の純利益／賃金総額の記録： \_\_\_\_\_ 提示された証拠の種類： \_\_\_\_\_

四半期末 \_\_\_\_\_ \$ \_\_\_\_\_  
 四半期末 \_\_\_\_\_ \$ \_\_\_\_\_  
 四半期末 \_\_\_\_\_ \$ \_\_\_\_\_  
 四半期 \_\_\_\_\_ \$ \_\_\_\_\_

- W-2
- 給与明細票
- 損益計算書
- 所得税申告
- 申告書の付属表 \_\_\_\_\_
- その他（具体的にご記入ください） \_\_\_\_\_
- 提示の証拠なし  
（以下の証明を参照）

**申請者の証明書**

私は、災害失業支援（DUA）の週間受給資格を決定するために、上記の情報を提供しました。私は、当該情報が私の知る限りにおいて真実かつ正確であることを証明します。私は、本請求に関連する虚偽の陳述又は重要な情報の隠匿に対して、法律が罰則を定めていることを理解しています。

さらに、私の陳述は何の証拠も提示されずに行なわれているため、DUA 請求後 21 暦日以内に私の雇用と賃金、又は自営業と純利益を証明する書類を提出しなければならないという通知を受けました。もし私が必要書類を提出しなければ、私の DUA 請求は却下され、この請求で支払われた給付金は過払いとなります。

証拠書類の提出最終（営業）日： \_\_\_\_\_

請求者の署名：	日付：	<b>Dept Rep:</b>
請求者が未成年の場合、成人の署名：	日付：	

## 対象外（除外）サービス

- **農業労働の場合**は、雇用主が当暦年及び前暦年の各暦四半期に支払った現金給与総額が 20,000 ドル未満であり、かつ請求者が当暦年及び前暦年に以下に該当する場合：1) 同一人物が各暦週に当該労働を行ったか否かを問わず、いずれの暦週に農業労働を行った従業員が 9 人以下、又は 2) 連続したか否かを問わず、従業員によって農業労働が行われた暦週が 19 週以下。当年と前年の雇用週数を合算して補償を決定することはできない。
- **家事代行サービス**場合は、暦年の 1 四半期に支払われた現金報酬が 225 ドル未満であり、かつ当該サービスに対する雇用者の現金給与総額が、当暦年及び前暦年における各四半期に 1,000 ドル未満である場合。
- **雇用主の事業又は取引によらない臨時労働の場合**は、1 四半期の賃金が 50 ドル未満で、当暦年及び前暦年における暦四半期の労働日数が 24 日未満である場合。
- **商用漁業サービスの場合**は、重さ 10 トン以下の漁船で、1 人以上の従業員が、当暦年又は前暦年に 20 週間未満働いた場合。当暦年と前暦年の就労週数を合算して 20 週の就労期間を満たすことはできない。
- **家族による雇用**(両親、配偶者、21 歳未満の子供)。
- **連邦政府又はその他州政府への就労**
- **四半期あたりの収入が 50 ドル未満の非営利団体への就労。**
- **教会の聖職者による宗教的就労。**
- **学生による就労**の場合は、定期的に学校、カレッジ、又は大学に在籍している場合。
- **非営利／公的教育機関に在籍する学生による就労**の場合は、学術的指導と実務経験を組み合わせた単位取得のための全日制プログラム（雇用主のために、又は雇用主又は雇用主のグループに代わって、設立されたプログラムを除く）に参加する場合。
- **外国政府への就労。**
- **学生看護師又はインターン。**
- **コミッション制の保険代理店。**
- **18 歳未満の者による新聞配達。**
- **1964 年の連邦経済機会法に基づく Job Corps、Neighborhood Youth Corps、及び VISTA での就労。**
- **コミッション制の登録旅行業者。**
- **コミッション制の掃除機販売員。**
- **コミッション制の不動産業者。**
- **家族経営の民間会社が自主的に除外を選択する場合、家族の一員がそれぞれ 50% の株式を所有する。**
- **内国歳入法第 3508 条に定義される直接販売業者。**
- **内国歳入法第 3309(b)(3)(F)条に定義される選挙管理人又は選挙関係者。**